

「過去問③＜社会保険編＞」改正等による訂正箇所

＜健康保険法＞

問題	訂正前	訂正後
109	<p>配偶者である被保険者から暴力を受けた被扶養者は、被保険者からの届出がなくとも、婦人相談所が発行する配偶者から暴力の被害を受けている旨の証明書を添付して被扶養者から外れる旨を申し出ることにより、被扶養者から外れることができる。(R2-3り)</p> <p>○ (法3条7項、平 20. 2. 5 保発 0205003 号) 設問のとおりである。</p> <p>健康保険の被扶養者から外れる手続きは被保険者からの届出に基づいて行われるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるにあたっては当該届出は期待できないため、設問の規定が設けられている。</p>	<p>配偶者である被保険者から暴力を受けた被扶養者は、被保険者からの届出がなくとも、婦人相談所が発行する配偶者から暴力の被害を受けている旨の証明書を添付して被扶養者から外れる旨を申し出ることにより、被扶養者から外れることができる。(R2-3り)</p> <p>○ (法3条7項、平 20. 2. 5 保発 0205003 号) 設問のとおりである。</p> <p>健康保険の被扶養者から外れる手続きは被保険者からの届出に基づいて行われるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるにあたっては当該届出は期待できないため、設問の規定が設けられている。なお、<u>令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、「婦人相談所」は、「女性相談支援センター」へ名称が変更されている。</u></p>
令和元年選択式	<p>3 全国健康保険協会は、毎事業年度末において、D において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに<u>介護納付金</u>の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、健康保険法第153条及び第154条の規定による国庫補助の額を除く。）の1事業年度当たりの平均額の</p> <p>E に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。</p>	<p>3 全国健康保険協会は、毎事業年度末において、D において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、<u>介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等</u>の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、<u>出産育児交付金の額並びに</u>健康保険法第153条及び第154条の規定による国庫補助の額を除く。）の1事業年度当たりの平均額の</p> <p>E に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。</p>

<社会保険一般常識>

問題	訂正前	訂正後
19	<p>国民健康保険法施行令では、市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち の基礎賦課額は、16万円を超えることはできないことを規定している。(H27-6B)</p> <p>× (法 76 条、令 29 条の 7 第 2 項 10 号) 「16万円」ではなく、「65万円」であるため、設問は誤りとなる。国民健康保険料の賦課限度額は、「基礎賦課額 65万円」・「後期高齢者支援金等賦課額 <u>22万円</u>」・「介護納付金賦課額 17万円」とされている。</p>	<p>国民健康保険法施行令では、市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち の基礎賦課額は、16万円を超えることはできないことを規定している。(H27-6B)</p> <p>× (法 76 条、令 29 条の 7 第 2 項 10 号) 「16万円」ではなく、「65万円」であるため、設問は誤りとなる。国民健康保険料の賦課限度額は、「基礎賦課額 65万円」・「後期高齢者支援金等賦課額 <u>24万円</u>」・「介護納付金賦課額 17万円」とされている。</p>
251	<p>社会保障協定とは、日本の年金制度と外国の年金制度の重複適用の回避をするために締結される年金に関する条約その他の国際約束であり、日本の医療保険制度と外国の医療保険制度の重複適用の回避については、対象とされていない。(H29-10A)</p> <p>× 医療制度の重複適用回避も社会保障協定の対象とされている。<u>令和5年</u>4月時点で、アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー、ルクセンブルクの8カ国との間において、公的医療保険制度の重複適用回避を目的とした社会保障協定が発効されている。</p>	<p>社会保障協定とは、日本の年金制度と外国の年金制度の重複適用の回避をするために締結される年金に関する条約その他の国際約束であり、日本の医療保険制度と外国の医療保険制度の重複適用の回避については、対象とされていない。(H29-10A)</p> <p>× 医療制度の重複適用回避も社会保障協定の対象とされている。<u>令和6年</u>4月時点で、アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー、ルクセンブルクの8カ国との間において、公的医療保険制度の重複適用回避を目的とした社会保障協定が発効されている。</p>